

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年8月22日（令和6年（行情）諮問第920号）

答申日：令和8年2月25日（令和7年度（行情）答申第936号）

事件名：初任採用者集合教育参加者に対する調査票等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の3に掲げる16文書（以下、順に「文書1」ないし「文書16」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきであり、別紙の4に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年2月29日付け防官文第4113号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 開示決定された行政文書の範囲

(ア) 文書16について

a 事実

審査請求人が、「② 当該依頼に基づく調査対象者からの回答（最大特定数名分）」の開示を請求したところ、防衛大臣は、初任採用者集合教育参加者に対する調査票（以下「調査票」という。）を1名分のみ開示決定した。

b 審査を要する点

(a) 調査票の数量

この点について、防衛省内部では、陸上自衛隊小平学校（以下「小平学校」という。）が調査票を相当数保有していた事実、

小平学校が調査票を紛失（破棄）した事実及び審査請求人の開示請求の範囲が特定数名分であること、つまり調査対象者から小平学校に提出された全ての調査票について開示を請求していることを明確に認識している（参考資料：別添第1「令和5年度個人情報等保護強化月間の概要」21頁（略））。それにもかかわらず、作為的に開示決定の範囲を狭め、調査票を1名分のみ開示決定し、残りの特定数名分についてはその存否にすら触れていない。

防衛省の上記対応は、法の立法趣旨に照らして到底許容され得るものではない。

(b) 開示された1名分の調査票

上記(a)に記載のとおり、小平学校は調査票を破棄したところ、開示された1名分の調査票はどこから出てきたのか。

この点、防衛大臣が開示決定した調査票は、小平学校において令和5年に実施された特別防衛監察に基づく事実確認調査中、特別防衛監察の申出人Aが任意で提出した個人資料の写しである（参考資料：別添第2「調査票に係る時系列」（略））。審査を要するのは、この際に提出された資料は、当時ハラスメントを受けた職員個人が、職責外・職務時間外にいわば私人の立場で提出したものであり、当該資料の内容が、令和元年に小平学校へ提出された内容と同一であるか否かについては、防衛省において何らの精査も行っていないことである。

当該資料が令和5年の特別防衛監察に係る資料であることは間違いないので、仮に、「令和5年の特別防衛監察に係る行政文書」の開示請求があった際に、当該資料を開示決定することについては、何ら疑義を生ずる行為ではないだろう。他方、審査請求人の請求内容「② 当該依頼に基づく調査対象者からの回答」として、未だ文書の同一性が担保されていない当該資料を開示決定することは、国の行政機関が行う情報公開業務として適切であると言えるのか。再度検討が必要と思料する。

なおその際、先述の特別防衛監察の申出人Aに対しては、当該資料の利用目的について「特別防衛監察の調査を進展させるため」との説明がなされており、また、令和5年10月27日の段階で、小平学校担当者から、「小平学校が申出人Aから令和元年に取得した調査票を破棄してしまった」こと及び「調査票は確実にシュレッダーされており情報の漏洩はない」との通知がなされており、申出人Aにおいて、既に自身が提出した調査票を小平学校は保有していないという認識を与えたままに、

当該資料が開示決定されていることも検討の資とされたい。

(c) 調査票の探索方法

防衛大臣の、上記(b)の対応が相当であった場合、更なる疑義が生じる。それは、当時被害を受けた職員個人が保有する写しの文書も、審査請求人の請求内容の範囲内で行政文書として開示決定することが可能であるのならば、防衛省内部において、当時の教育参加者個人にまで行政文書の探索を行わなかったのは何故か、というものである(参考資料:別添第2「調査票に係る時系列」(略))。

他の行政文書開示請求に係る文書探索同様に、適切な業務系統においてより広い範囲で文書の探索が行われていれば、現状以上の調査票を開示決定できる可能性があるところ、あえてそれを行わないのならば、そこには相当の理由が存しないとけない。

(イ) 開示する行政文書の名称一覧について

a 事実

審査請求人が行った開示請求に基づき、本来開示・不開示の決定がなされるべき行政文書について、少なくとも明確に3件、その対象から不当に除外されている。

b 開示されるべき行政文書

(a) セクハラを特定人数、パワハラを特定人数が受けたという数字が記載された紙

「調査票に係る時系列」下線部のとおり、小平学校は、審査請求人が開示請求した調査票に基づいて、セクハラを特定人数、パワハラを特定人数が受けたという数字が記載された紙を作成している。

この紙について、仮に作成当時は職員個人のメモのようなものであったとしても、令和5年まで他の関連資料と共に文書保存されていた事実のほか、令和5年の特別防衛監察において、小平学校の調査官が事実確認調査に用いた上、特別防衛監察の申出人Aに対しこの紙の存在を明示していること及び令和5年10月に行われた調査票の紛失に係る本人への通知に際しこの紙の存在が伝えられていることから、少なくとも開示決定日現在において、職員が組織的に用いる文書の要件を満たし、行政文書に該当する。

審査請求人は、「③ 及びその関連資料」を開示請求しているところ、この紙が関連資料に当たることは明白なため、速やかに開示されたい。もしくは、仮に開示決定された文書13が

この紙に当たる場合は、少なくとも調査票の集計結果が記載されていることがわかるように、その内容の一部を追加で開示されたい。

(b) 事実確認調査に用いた資料

陸上自衛隊における懲戒処分業務の流れは、まず部隊等において事案の発覚・認知があった時点で①事実確認調査を実施し、当該事実確認調査において、事実あり（疑いを含む）と認められたものについて、②懲戒手続としての調査に移行する、というものである。実際に、小平学校は当時、調査票に基づいて①事実確認調査を適切に行ったと明示している。

ところが、先の開示決定において、申立書等の②懲戒手続としての調査関連資料は開示決定されたところ、①事実確認調査に用いた資料については開示決定も不開示決定もなされていない。

はじめに調査票があり、次にセクハラを特定人数、パワハラを特定人数が受けたという数字が記載された紙が作成された（口頭での申出者を除く）。その後、被害者最大特定数名分の②懲戒手続としての調査に移行するまでに、書類の正式名称は不明であるものの、例えば「被害者が懲戒処分までは望んでいないため懲戒手続には移行しない」や、あるいは「懲戒処分の基準に該当しないことが明白であるため懲戒手続には移行しない」等の内容が記録された①事実確認調査の資料が必ず存在しているはずであり、反対に、存在していなければならない。これは、社会通念上、調査官（懲戒処分業務において実際に調査に当たる一担当者）が被害者特定数名の個別の調査内容を、紙・データ等に一切記録を残さずに正確に記憶しておくことは不可能であること、また、調査官において懲戒手続への移行の可否を判断できるものではなく、業務に当たり必ず上司の判断を仰ぐ必要があること等から明らかである。

当該事実確認調査に用いた資料も正に「③ 及びその関連資料」に当たるため、速やかに開示されたい。

(c) 文書14の添付書類

開示決定された文書14について、明らかに通し番号の途中で文書が切れており、参考資料「懲戒処分の公表」等及び「懲戒処分の検討について（案）」が不足している。

(ウ) 結論

以上のとおり、防衛省内部での開示決定手続には重大な瑕疵が存在し、審査請求人が開示請求した行政文書について、不当に狭めた

範囲での開示決定がなされたことから、本来請求の対象に含まれる行政文書を適切かつ速やかに開示するよう求める。

また、開示請求日現在、本来防衛省が保有していなければならない文書について、文書不存在のためにこれを開示できない場合は、法1条の説明責任に則り、文書不存在の理由を可能な限り詳細に示されたい。

イ 不開示決定について

(ア) 事実

防衛大臣は開示決定した行政文書の内、文書4、文書10及び文書12ないし文書14について、その大部分の内容を不開示としており、その不開示理由については概ね以下のとおり説明している。

「個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあり、さらに、「人事管理に関する情報であり、これを公にすることにより、同種同様の服務事案の検討状況が推察され」とともに、「関係者との信頼関係が損なわれ、今後の同種調査において、調査への協力や誠実な回答が十分に得られず、正確な事実関係の解明が困難になる」など、「懲戒手続きに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」

(イ) 審査を要する点

ところが、防衛省は懲戒処分に係る事案の概要を慣行として公にしており（参考資料：別添第3「ハラスメント防止の状況について」及び別添第4「懲戒処分の公表」（略））、むしろ「人事管理に関する情報であり、これを公にすることにより、同種同様の服務事案の検討状況が推察され」ることについては、防衛省自らが予定するところである。そうであるならば、審査請求に係る行政文書についてのみ、少なくとも事案の概要を不開示とする理由はなく、当該開示によって「懲戒手続きに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは言えない。

例示すると、行政文書中の「特定年月日、3等陸佐特定人が、富士地区現地訓練において、防衛技官〇〇〇〇を激しく怒鳴りつけた行為」等の記載について、「特定年月日、3等陸佐****が、富士地区現地訓練において、****を激しく怒鳴りつけた行為」又は「****が、富士地区現地訓練において、****を激しく怒鳴りつけた行為」等その一部内容のみを不開示とし、事案の概要がわかる範囲で行政文書を開示することは十分に可能であると思料する。

(ウ) 結論

したがって、審査請求に係る処分を取消し、不開示とされた内容の一部について、追加で開示するよう求める。

(2) 意見書

諮問庁に対して閲覧させることは適当でない旨の意見が提出されているため、その内容の記載及び資料の添付は省略する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書（以下「先行開示文書」という。）及び本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年9月20日付け防官文第19680号により、先行開示文書について、法5条1号及び6号ニに該当する部分を不開示とした一部開示決定処分を行った後、令和6年2月29日付け防官文第4113号により、本件対象文書について、法5条1号及び6号ニに該当する部分を不開示とした一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 不開示とした部分及びその理由について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表1のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号ニに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「防衛省内部では、小平学校が調査票を相当数保有していた事実、小平学校が調査票を紛失（破棄）した事実及び審査請求人の開示請求の範囲が特定数名分であること、つまり調査対象者から小平学校に提出された全ての調査票について開示を請求していることを明確に認識している（参考資料：別添第1「令和5年度個人情報等保護強化月間の概要」21頁）。それにもかかわらず、作為的に開示決定の範囲を狭め、調査票を1名分のみ開示決定し、残りの特定数名分についてはその存否にすら触れていない」等として、「審査請求人が開示請求した行政文書について、不当に狭めた範囲での開示決定がなされたことから、本来請求の対象に含まれる行政文書を適切かつ速やかに開示するよう求める」としているが、本件対象文書のほかに、本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(2) 審査請求人は、「防衛省は懲戒処分に係る事案の概要を慣行として公にしており（参考資料：別添第3「ハラスメント防止の状況について」及び別添第4「懲戒処分の公表」）、むしろ「人事管理に関する情報で

あり、これを公にすることにより、同種同様の服務事案の検討状況が推察され」ることについては、防衛省自らが予定するところである。そうであるならば、審査請求に係る行政文書についてのみ、少なくとも事案の概要を不開示とした理由はなく、当該開示によって「懲戒手続きに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは言えない」等として、「審査請求に係る処分を取消し、不開示とされた内容の一部について、追加で開示するよう求める」としているが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号ニに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(3) 以上のことから、諮問庁としては、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年8月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月6日 審議
- ④ 同月30日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和8年1月20日 部会の変更に伴う所要の手續、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号ニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、小平学校において初任採用者集合教育参加者に対して実施した調査に係る文書及びその関連資料の開示を求めるものと解した。

イ 本件請求文書に該当する文書の探索を行ったところ、先行開示文書及び本件対象文書を保有していることを確認したが、調査票の発見に

は至らなかったため、当時の関係者に調査票の存在について聴取したところ、「令和2年7月頃、調査票はシュレッダーにより廃棄した」旨の証言を得た。

ウ 更に探索を行ったところ、特別防衛監察に関する行政文書として、本件調査に係る調査票（1名分）を保有していたことから、同調査票を本件対象文書として特定した。

エ 事実確認調査に用いた資料については、本件対象文書として特定されており、本件対象文書の外に保有していない。

オ 文書14の添付書類は、文書15として特定しており、また、本件調査に係る懲戒処分は、対外公表をしていないことから、「懲戒処分の公表」は作成していない。

カ 本件審査請求を受け、諮問庁において再度探索を行ったところ、本件請求文書に該当する文書として、別紙の4に掲げる文書についても、開示請求の対象として特定すべき文書として確認されたため、追加して特定し、開示決定等することとする。

(2) 当審査会において、諮問庁から別紙の4に掲げる文書の提示を受け、確認したところ、当該文書は本件請求文書に該当すると認められる。

したがって、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、少なくとも別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

また、本件調査の過程において、追加特定文書の有無及びその件数について、諮問庁の説明が二転三転したことに照らすと、他にも追加特定文書が存在する可能性がないと認めるにはいささか疑問の余地なしとせず、当該文書に限らず、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1及び番号2に掲げる不開示部分について

ア 当該不開示部分には、特定事案の関係者の氏名、供述内容、事案概要等が記載されていることが認められ、それぞれに関係者の氏名等が記載されていることから、文書ごとに、一体として各関係者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(ア) 法5条1号ただし書該当性について

公務員の職務の遂行に係る情報のうち、公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分は、法5条1号ただし書ハに該当し、公務員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）（以下「申

合せ」という。)により、特段の支障の生ずるおそれのある場合を除き同号ただし書イに該当し、開示すべきとされているところ、記載された内容の一部は職務に関連するとしても、特定事案について聴取を受けることは職務遂行とは認められず、同号ただし書イ及びハに該当しない。また、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否について

各関係者の所属、官職及び氏名は、個人識別部分であることから部分開示の余地はなく、その余の部分は、これらを公にした場合、一定範囲の者には、関係者が誰であるかが特定される可能性があり、その結果、本件処分事案についての各関係者自身の感情や心情を吐露した記述など、通常、他人に知られることを忌避する性質の各関係者の機微にわたる私的な情報が知られてしまうこととなって、各関係者の権利利益が害されるおそれがないとは認められないため、部分開示することはできない。

イ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、番号1については、同条6号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号3に掲げる不開示部分について

ア 当該不開示部分には、陸上自衛隊の職員の自筆の署名が記載されており、それぞれ法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(ア) 法5条1号ただし書該当性について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は、規律違反行為に係る調査を担当した職員がその氏名を自署したものであるとのことである。

そこで、当審査会において当該署名を見分したところ、陸上自衛隊の担当者の自筆の署名であり、その形状については、固有のものであると認められる。

当該不開示部分は、公務員の氏名であり、特定事案の手續における職務の遂行に係る情報であることから、その氏名については、申合せにより、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものと考えられるところ、当該情報を公にした場合、自筆の署名の筆跡を模倣されて悪用されるおそれがあるため、個人の権利利益を害するおそれがあり、申合せに定める「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に該当すると認められる。

そうすると、当該不開示部分については、法5条1号ただし書イに該当しないものと認められ、その他同号ただし書ロ及びハに該当

する事情も認められない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否について

当該不開示部分は個人識別部分に該当することから、法6条2項による部分開示の余地はない。

イ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、文書4及び文書10については、同条6号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号4及び番号5に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、本件事案における関係者の氏名、事案概要、調査内容、処分量定の検討内容及び調査結果が、具体的かつ詳細に記録されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該不開示部分には、事案関係者氏名、事案概要、調査内容、処分量定の検討内容及び調査結果が記載されている。仮に当該部分を公にすれば、今後同種の任意調査等に必要な協力を得られなくなり、関係者が率直な口述をせず、また、同種の服務事案の調査手法及び判断基準等が明らかとなり、正確な事実関係の把握が困難になるなどして、処分庁における懲戒手続等の事務を始めとした人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため不開示とした。

イ 当該部分は、これを開示すると、事案関係者が特定され、又は他の情報と照合することにより事案関係者を特定することが可能となることから、今後同種の調査において、事案関係者が批判や非難等を受けることを恐れて、調査への協力を拒んだり、事実を話すことをちゅうちょするおそれがあることは否定できない。そうすると、今後同種の任意調査等に必要な協力を得られなくなり、事案関係者が率直な口述をせず、正確な事実関係の把握が困難になるなどして、監察等の事務を始めとした人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

ウ 以上のことから、当該不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分については、法5条6号ニに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ しかしながら、別表2の番号1に掲げる部分については、一覧表の項目名の記載であり、別表2の番号2に掲げる部分については、原処分において既に開示されている部分から容易に推測できる内容が記載されていることから、当該部分を公にしたとしても、懲戒手続に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、

当該部分は個人に関する情報であるとも認められないことから、当該不開示部分は、法5条1号及び6号ニのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(4) 別表1の番号6に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、職員の氏名、調査内容及び回答等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

(ア) 当該不開示部分には、初任採用者集合教育参加者に対して実施した調査への回答が記載されており、当該情報は、特定職員の個人の意見を記載したものであることから、当該職員個人に関する情報であり、当該職員の氏名とともに記載されていることから、一体として特定の個人を識別することができる情報であると認められ、法5条1号本文前段に規定される不開示情報に該当すると認められる。そして、同号ただし書イ及びロに該当する事情は認められない。

(イ) 法5条1号ただし書ハの規定は、公務員の職務の遂行に係る情報のうちその職名と職務遂行の内容（以下「職務遂行情報」という。）については、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から、当該公務員の個人に関する情報としては不開示とはしない趣旨で設けられているものである。また、職務遂行情報とは、当該公務員が行政庁（又はその補助機関）として分任する職務の遂行についての情報を意味するものと考えられる。

(ウ) 本件調査に係る特定職員の初任採用者集合教育への参加については、職務命令によるものであるが、本件調査への回答については義務ではなく、職員が任意で記載しているものであることから、職務遂行情報に該当するとは認められない。

したがって、上記（ア）の不開示部分に記録された情報は、法5条1号ただし書ハにも該当しない。

イ 本件調査の回答は、回答した職員個人の意見を記載したものであり、当該職員の氏名とともに記載され、一体として特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号本文前段に該当する。

(ア) 法5条1号ただし書該当性について

本件調査の回答は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、法5条1号ただし書イには該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

また、調査への回答として記載された内容の一部は職務に関連する

としても、本件調査の回答は、義務ではなく、職員が任意で記載しているものであり、職務の遂行に当たらないとの上記アの諮問庁の説明は否定することまではできない。

そうすると、本件調査の回答は、職務の遂行に係る情報に該当するとまではいえず、法5条1号ただし書ハに該当するとはいえない。

(イ) 法6条2項による部分開示の可否について

本件調査の対象となっている初任採用者集合教育に参加している参加者の人数は限定されていることから、当該部分を公にすると、職場の同僚等の一定の範囲の者に事案内容が推認されるおそれがあり、関係職員の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、部分開示をすることはできない。

ウ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、同条6号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

上記2の諮問庁の説明にあるように、本件諮問後に、追加特定文書の保有が判明しているが、処分庁において開示請求の内容や本件調査に係る事務の経緯等について十分に検討を行い、適切に本件請求文書に該当する文書の探索、確認、精査を行っていれば、原処分時において、少なくとも追加特定文書の存在を確認できたはずである。原処分時の検討及び文書探索等は慎重さに欠け、極めて不適切であったといわざるを得ない。

処分庁においては、今後、開示決定等の対象となる文書の特定に当たって、十分に検討、確認を行うことが強く望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号ニに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び6号ニに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条1号及び6号ニのいずれにも該当せず、開示すべきであり、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の4に掲げる各文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

保有する機関：陸上自衛隊小平学校

分類番号：71－(2)－ア

作成年月：1. 8. 2

① 上記文書管理情報の「初任採用者集合教育参加者に対する調査について（依頼）」の原本

② 当該依頼に基づく調査対象者からの回答（最大特定数名分）

③ 及びその関連資料（調査結果、じ後の懲戒処分に係る資料等）

※ 体裁を整えるために番号を振ったのみで、①～③は関連して一体となる文書

2 先行開示文書

「初任採用者集合教育参加者に対する調査」への協力について（依頼）
（小学人教第36号。令和元年8月8日）

3 本件対象文書

文書1 答申書（令和元年10月24日）

文書2 答申書（令和元年10月31日）

文書3 答申書（令和2年1月17日）①

文書4 供述調書（令和2年1月14日）①

文書5 訓戒書（令和2年2月12日）

文書6 受領書（令和2年2月12日）

文書7 答申書（令和元年12月10日）

文書8 答申書（令和2年2月5日）

文書9 答申書（令和2年1月17日）②

文書10 供述調書（令和元年12月11日）

文書11 注意書（令和2年2月12日）

文書12 供述調書（令和2年1月14日）②

文書13 【報告資料】人事教育部における****の学生に対する**
**事案

文書14 事務官等初任採用者集合教育学生に対する****（疑い）に
ついて（仰指）（令和2年1月20日小平学校人事班）

文書15 ****による****事案に関する処分検討案

文書16 初任採用者集合教育参加者に対する調査票

4 追加して開示決定等すべき文書

(1) 調査結果（詳細版）1

- (2) 調査結果（詳細版） 2
- (3) 調査票（3名分）
- (4) 事務官等聞き取り一覧

別表 1 (不開示とした部分及び理由)

番号	文書名	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、人事管理に関する情報であり、これを公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、今後の同種調査において、調査への協力や誠実な回答が十分に得られず、正確な事実関係の解明が困難になるなど、懲戒手続きに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれことから、法 5 条 1 号及び 6 号ニに該当するため不開示とした。
	文書 2	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3		
	文書 7		
	文書 8	1 枚目の一部	
	文書 9		
	文書 4	1 枚目から 3 枚目までのそれぞれ一部 (番号 2 を除く。)	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、人事管理に関する情報であり、これを公にすることにより、同種同様の服務事案の検討状況が推察され、懲戒手続きに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号ニに該当するため不開示とした。
文書 1 0	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部 (番号 2 を除く。)		
文書 1 2	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部		
2	文書 5	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 6		
	文書 1 1		
	文書 1 2	3 枚目の一部 (番	個人に関する情報であり、特定の個

		号3を除く。)	人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
3	文書4	3枚目の調査官及び書記	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、人事管理に関する情報であり、これを公にすることにより、同種同様のサービス事案の検討状況が推察され、懲戒手続きに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号ニに該当するため不開示とした。
	文書10	2枚目の調査官及び書記	
	文書12	3枚目の調査官及び書記	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
4	文書13	件名及び1枚目から5枚目までのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、人事管理に関する情報であり、これを公にすることにより、同種同様のサービス事案の検討状況が推察され、懲戒手続きに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号ニに該当するため不開示とした。

	文書 1 4	件名の一部	人事管理に関する情報であり、これを公にすることにより、同種同様の服務事案の検討状況が推察され、懲戒手続きに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号ニに該当するため不開示とした。
5	文書 1 4	2 枚目から 9 枚目までのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、人事管理に関する情報であり、これを公にすることにより、同種同様の服務事案の検討状況が推察され、懲戒手続きに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号ニに該当するため不開示とした。
	文書 1 5	件名、1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
6	文書 1 6	1 枚目から 3 枚目までのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、さらに、人事管理に関する情報であり、これを公にすることにより、同種同様の服務事案の検討状況が推察されるとともに、関係者との信頼関係が損なわれ、今後の同種調査において、調査への協力や誠実な回答が十分に得られず、正確な事実関係の解明が困難になるなど、懲戒手続きに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号ニに該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。

別表 2

番号	文書	頁数	開示すべき部分
1	文書 1 3	1 頁目	表の 1 行目及び 3 行目ないし 5 行目の左から 1 列目
		2 頁目	表の 2 行目及び 3 行目の左から 1 列目
		3 頁目ないし 5 頁目	表の 2 行目ないし 4 行目の左から 1 列目
2	文書 1 4	3 頁目	4 (3) ア別紙第 1 の左から 1 文字目及び 6 文字目ないし 2 7 文字目
			4 (3) イ別紙第 2 の左から 1 文字目及び 6 文字目ないし 2 7 文字目
			4 (3) ウ別紙第 3 の左から 1 文字目及び 7 文字目ないし 1 7 文字目
			4 (3) エ別紙第 4 の左から 1 文字目、1 6 文字目ないし 1 8 文字目及び 2 3 文字目ないし 3 4 文字目
			4 (3) オ別紙第 5 の左から 1 文字目、1 6 文字目ないし 1 8 文字目及び 2 3 文字目ないし 3 4 文字目